

第16回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月22日(木) 午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数栄
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第16回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番 遠藤委員、5番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・出雲崎町農業委員会視察研修旅行

期日：11月4日(日)～5日(月)

場所：福島県 猪苗代町方面

出席者：

- ・農業委員 内藤会長、森山会長代理、遠藤委員、岡田委員、佐藤委員
- ・農地利用最適化推進委員 吉水委員、田中委員、内藤委員
- ・事務局 大矢事務局長、五十嵐

・第1回農業委員会現地研修会

期日：11月9日(金)

場所：十日町市「十日町農業協同組合」

出席者：

- ・農業委員 内藤会長、森山会長代理、岡田委員
- ・事務局 五十嵐

・農業委員会中越協議会研修会

期日：11月13日(火)

場所：長岡市「中之島文化センター マナビィプラザなかのしま」

出席者：

- ・農業委員 内藤会長、岡田委員、佐藤委員
- ・農地利用最適化推進委員 吉水委員、権田委員、小柳委員
- ・事務局 五十嵐

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願
いについて、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
議案第1号農地法の適用を受けない事実確認願いについて、1件の申請があ
りました。

【議案書に基づいて内容を説明】

申請地は長年耕作がされておらず荒れているため、農地としての再生は不可

能であると考えられます。非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達「農地の転用と地目変更事務の取扱いについて（平成15年2月19日農管第475号）」2のアの(オ)【災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの】に該当すると判断いたしました。

なお、別紙現場位置図にある川西485番、525番と526番1の3筆(2か所)につきましても、当初非農地かどうか確認して欲しいとの要望が申請者からありましたが、確認をした結果、農地(畑)でありましたので今回の申請には含まれていません。

以上になります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番 1月8日の農地パトロール中に吉水推進委員、事務局と一緒に3人で現地を確認いたしました。詳細は先程事務局が説明したとおりです。申請のあった土地については写真のとおり山林及び原野となっており、非農地とすることに関して特段異論はないと思われます。

なお、除外された3筆についても確認をしたが農地でありました。申請者からすればその部分だけが残ってしまう、というのは好ましくない形であると思われます。こういった住宅の周りにある小面積の農地を譲渡できる方法は無いのか、検討の必要があると考えます。

事務局 補足をいたします。農地法第3条第2項第5号には、いわゆる下限面積が定められており、耕作面積が50a(北海道は2ha)以下の者は農地を新たに取得できないことになっております。

ただし、農地法施行規則第17条第1項の規定にあるとおり、この下限面積は市町村の実情により10a以上の面積にしていいことになっておりますので、現在出雲崎町農業委員会では、西越地区は30a、海岸地区は10aと下限面積を定めています。

この下限面積につきまして、農地法施行規則第17条第2項の規定では「新規就農を促進するために適当と認められる面積」であれば10aを下回ってもいい、ということになっております。新潟県内では佐渡市がこの規定に従い、「遊休農地など一定の条件下の農地」に限り下限面積を1aとしています。

補足は以上になります。

議長 ただいま事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

田中推進委員 本人は持っている土地を全部手放したいと考えているようだが、先程話があった農地3筆は今後どうする予定なのか。

事務局 本人の希望はあるが、現在は畑となっており、1～2年放っておいたところ

で完全に非農地となるものではないと説明してある。また、この農地の隣地が田になっており、現在耕作されているため、草刈り等が必要なのではないかと見ている。

議 長 他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 以上で議案第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議 長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成30年11月22日

議長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩